

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)及び大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピアの管理に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、公営住宅法による公営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本事務の一部の業務を取り扱う指定管理者においては、区が指定した特定個人情報を扱うことに十分に配慮した従事員に限定し、操作範囲を限定した端末を使用することとする。また、区職員が随時に操作履歴を確認するなど適切に管理監督をすることにより、情報の漏えい等の事故を防ぐ措置を行っている。

## 評価実施機関名

大田区長

## 公表日

令和7年9月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅(区営住宅及び区営シルバーピア)及び大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピアの管理に関する事務
②事務の概要	<p>1 住宅の種類</p> <p>① 公営住宅法による公営住宅(区営住宅)</p> <p>② 公営住宅法による公営住宅(区営シルバーピア)</p> <p>③ 大田区立シルバーピア条例による区立シルバーピア</p> <p>2 事務の概要</p> <p>区営住宅、区営シルバーピア及び区立シルバーピアの管理において、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の各特定個人情報を利用して下記の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区営住宅等の入居者の決定をすること。</li> <li>・新規入居者及び既入居者の家賃の額を決定すること。</li> <li>・家賃又は保証金の減免及び徴収の猶予に関する申請があった場合の審査をすること。</li> <li>・居住者以外の同居の申請があった場合の審査をすること。</li> <li>・居住者から名義の承継について申請があった場合の審査をすること。</li> <li>・収入超過者及び高額所得者に対する措置等の決定に関すること。</li> </ul>
③システムの名称	公営住宅管理システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理ファイル、庁内連携ファイル、統合宛番号ファイル、統合宛名情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、提供情報ファイル、符号管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>① 区営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の27の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条(公営住宅法関係)</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条(個人番号の利用)</li> </ul> <p>② 区営シルバーピア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の27の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条(公営住宅法関係)</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条(個人番号の利用)</li> </ul> <p>③ 区立シルバーピア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条(個人番号)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報参照が出来る根拠法令＞</p> <p>① 区営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の53の項及び第55条(公営住宅法関係)</li> </ul> <p>＜情報提供が出来る根拠法令＞</p> <p>①区営住宅は、情報提供は行わない。</p> <p>※②区営シルバーピア及び③区立シルバーピアは、情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	まちづくり推進部建築調整課住宅政策担当
②所属長の役職名	住宅政策担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 まちづくり推進部建築調整課住宅政策担当 ①区営住宅 03-5744-1344 ②区営シルバーピア・③区立シルバーピア 03-5744-1449
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 まちづくり推進部建築調整課住宅政策担当 ①区営住宅 03-5744-1344 ②区営シルバーピア・③区立シルバーピア 03-5744-1449
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分である ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	・情報セキュリティ実施手順により、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損防止のルール及び手続きが定められており、それに従い業務を実施している。

